

令和4年度ドライブレコーダー機器導入助成事業要領

令和4年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の会員（以下「会員」という。）が、ドライブレコーダー機器を導入する場合の費用の一部を助成することでその導入を促進し、もって、安全運転の励行に役立てることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの。

3 助成の対象となる機器

次の（１）～（２）の条件を満たす機器とする。

- （１） 別紙「対象機器一覧表（簡易型・標準型・運行管理連携型ドライブレコーダー機器）」に記載された機器（協会のホームページで確認のこと）。
- （２） 会員が、令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に事業用貨物自動車に新たに導入した機器（中古品・レンタル品を除く。）。

4 助成件数

1会員15セットまで。

5 助成金額

- （１） 機器1セットの2分の1の額（千円未満切捨て、1セット毎に計算）とし、1セット当たりの上限額は下表のとおりとする。
- （２） 国の補助金申請との併用は妨げないが、国の補助金の交付を受けた際の上限額は下表のとおりとする。
- （３） 機器1セットの内容は、機器本体・取付部品・メモリーカード等及び車に取り付ける際の費用（消費税等は除く。）をいう。

機器分類別助成金額表		
機器の分類	1セット当たりの助成金上限額	
	国等の補助金を受けない場合の助成金額	国等の補助金を受ける場合の助成金額
簡易型	10,000円	
標準型	20,000円	
運行管理連携型	40,000円	20,000円

6 申請期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 22,000,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「令和4年度各種機器（装置等）導入事業実施報告書（助成金申請書）」に、必要な書類を添付して、協会宛に郵送・持参等により提出する。

9 助成金の返還

- (1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
 - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 機器の処分制限

機器導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 導入方法は「機器購入」・「新車装着」、導入に当たっての支払方法は「買取り（一括、割賦）」・「リース」、のいずれの方法でもよい。
- (2) EMS（デジタコ）機能を有した一体型機器を導入した場合、協会が行うEMS助成金との併用は妨げない。